

大洗町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(1)技能労務職(調理員)の平均年齢、平均給与等と民間従業員との比較

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
大洗町	53	6	271,867	279,617	279,617	調理士	43.1	264,900	1.13
茨城県	47.7	530	332,052	375,951	354,122	-	-	-	-
国	48.8	5,193	287,094	-	320,514	-	-	-	-
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員(C)		民間(D)		C/D				
大洗町	4,639,004		3,738,500		1.24				

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている H16～H18 平均のデータです。

技能労務職の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの公務員 C 及び「民間 D」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								2	1		3		6

(3)その他給与に関する事項

ア．就業規則に基づき給与を支給、給料表は 4 級制

イ．手当については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当を該当者に支給

平成 19 年度は、時間外勤務手当の支給実績なし

ウ．昇給は、毎年 1 月 1 日に前 1 年間の勤務成績により 4 号給(57 歳を超える場合は 2 号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

新規採用は行いません。人員不足には、臨時職員の任用や民間委託などで対応していきます。

3 具体的な取組内容

定員について

定年退職に伴う職員の採用は行わず、職員を削減します。

給与について

就業規則の給料表を適用し、各年度の人事院勧告をふまえて適正な運用を行っていきます。